

NCCU NEWS

近畿総支部のみなさんへ

総支部第 260 号

2025 年 11 月 7 日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 近畿総支部長 磯部 徹

編集人 同上

連絡先 近畿総支部 TEL06-6305-9381

Fax06-6305-9382

～管理者の専従義務と兼務についてのアンケートを集計～

複数職務を兼務している管理者の 69%が、
「管理業務に支障が出ている」と回答！

多くの管理者から「兼務している職務の仕事が忙しく、管理業務が終わらない」との声が寄せられていることから、「管理者の専従義務と兼務」についてのアンケートを行いました。

■調査期間：2025 年 9 月 10 日～9 月 30 日

■調査対象：近畿 2 府 4 県内の 1,041 事業所／回収数 487 件（回収率 46.7%）

＜訪介 228、居宅 65、GH58、介護付有料 50、通所 43、ほか＞

詳細版は
コチラ
⇒



～ アンケート結果（概要）～

1. 介護保険法上の「1 事業所の管理者」に加えて、他の職務も兼務していますか？

兼務している 67% / 兼務していない 33%

2. 兼務している方は、1 カ月の所定労働時間（残業・休日出勤ではない時間）の内、「管理業務」を行っている時間の割合（%）はどのくらいですか？

管理業務を行っている割合（%）	回答（%）
100%	⇒ 2%
100%未満 ～ 76%	⇒ 14%
75% ～ 51%	⇒ 20%
50% ～ 26%	⇒ 36%
25% ～ 1%	⇒ 25%
0%	⇒ 3%

兼務している
管理者の内、

64%の方が、

1 カ月の

所定労働時間の内、

管理業務の時間は、

50%以下と回答

3. 兼務している方は、兼務している仕事と合わせて、所定労働時間内（残業・休日出勤をしないで）で仕事は終わっていますか？

終わっている 19% / 終わっていない 81%

4. 兼務している方は、複数の職務を兼務することで、「管理業務」に支障はでていますか？

出ている 69% / 出していない 30% / 無回答 1%

5. 管理者の専従義務・兼務について、あなたの考え方を教えてください。

考え方	回答 (%)
現行の「管理上支障がない場合」のルールで問題ない	⇒ 24%
兼務させるなら、もう少し具体的なルールが必要	⇒ 57%
そもそも兼務させるべきではない	⇒ 19%

（兼務の有無を問わず）回答した管理者の内 76%の方が、
現行のルールよりも制約が必要であると回答。

介護保険法上では、多くのサービス種別で「管理業務に支障がなければ兼務してよい」とされていますが、多くの管理者が、管理業務に支障が出ているにも関わらず、兼務せざるを得ない状況にあることが分かる結果となりました。現行ルールよりも制約を求める声も多いことから、今後は、アンケート結果等を基に、タウンミーティングや各級議員と連携を図るなどして、改善に向けた取り組みを行いたいと思います。

NCCU 近畿総支部 行／Fax06-6305-9382 NCCU ニュース 近畿総支部のみなさんへ ～第 260 号～
★みなさんの意見をお聞かせください。

事業所名：	職種：	氏名：
※匿名でも結構です		
		

※上記意見欄の個人情報は組合の活動にのみ利用することとします。

総支部ニュースの組合員意見欄に記載された個人情報の取扱いについて(簡易型)

私は総支部ニュースの組合員意見欄に記載した個人情報の取り扱いについて、『NCCU の個人情報保護方針・個人情報の取扱い (NCCU ホームページに記載)』に同意します。